第4回岡山県耐火物製造業最低賃金専門部会

議事要旨

1 日 時

令和7年11月10日(月) 午後3時20分~

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎 2階共用会議室A

3 出席者

公 益 委 員 : 3人 労働者側委員 : 3人 使用者側委員 : 3人

4 審議事項

特定最低賃金額審議について

- 5 議事要旨
 - (1) 特定最低賃金額審議について

岡山県耐火物製造業最低賃金額について前回に引き続き審議され、労 使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

50 円を提示する。

- ・これまで専門部会で述べた方針に変更はない。他部会の結審状況も県 最賃を意識したものとなっている。
- ・このため前回提示額を下げることは苦渋の決断となるが、話合いで全会一致を目指して、根拠はないが+50円を再提示する。よって、これ以上の引き下げも困難である。

【使用者側の意見要旨】

27 円を提示する。

・業界を占める中小企業の賃上げ上昇率は2~3%であること。ベース アップを実施している企業もあるが、定昇のみの企業も多いこと。業 界で賃上げしたとする企業は7割であるが、賃上げ率には幅があるこ と。

・業界が依存している鉄鋼業の粗鋼生産量は前年度比マイナスで推移 しており、来年度も同水準が予想され、引き続き厳しい環境に晒され ることが考えられる。

(2) 労使協議について

労使双方より、労使協議の意向が示され協議が行われたが、労使双方と も再検討による再提示は困難であるとの報告が行われた。そのため、公益 委員の意見を聴きたいとの意向が示されるとともに、歩み寄りが困難な場 合、全会一致は難しいとの認識が示された。

(3) 公益委員の意見について

これまでの審議を踏まえ、公労、公使の二者協議において、意見交換を 行いたいとの意向が示され、二者協議が行われた。

(4) 労使協議について

二者協議において労使双方より、再度労使協議の意向が示され協議が行われたが、現時点で全会一致に向けた歩み寄りは困難であることが報告され、公益見解が求められた。

(5) 公益見解

労使のこれ以上の歩み寄りが困難なため両者の意見を総合的に考慮して公益見解「時間額1,074円(引上げ額48円)、法定発効」が示された。 公益見解を採決した結果、賛成5名(部会長を除く公益2名、労側3名)、 反対3名(使側3名)によって、賛成多数により提示額が決議 され、報告書を作成した。

(6)全会一致に至らず決議したため、専門部会の審議結果を岡山地方最低賃金審議会に報告し、そこで結論を求めることになった。

6 配付資料

- ・公益見解による「岡山県耐火物製造業最低賃金改定」
- ・岡山県耐火物製造業最低賃金の改正決定に関する報告書(案)